

平成31年第4回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成31年4月24日（水）
- 2 招集場所 市役所3階 第二委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 開会の時刻 午後1時
- 8 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題
報告第5号 専門委員会の人事）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食セ
報告第6号 ンター運営審議会の人事）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推
報告第7号 進審議会の人事）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護
報告第8号 委員会の人事）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題
報告第 9 号 専門委員会の人件）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食セ
報告第 10 号 ンター運営審議会の人件）

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護
報告第 11 号 委員会の人件）

議案第 8 号 職員の人件について

日程第 5 その他

教育長

ただいまの出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 31 年第 4 回定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成 31 年第 3 回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

（「ありません」の声あり）

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城

市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

それでは、これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

1 ページを御覧いただきます。平成31年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、3月22日、「平成30年度第7回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

3月27日、平成31年第1回市議会臨時会が開催され、前回定例会で臨時代理事務報告しました「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決されました。

3月29日、3月31日付けで退職となる定年退職者3名、依願退職者1名に辞令を交付しました。

4月1日、4月1日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用4名、任期付き職員の採用2名、任期付き職員の期間満了1名、再任用等9名、配置換え等30名、併任2名、併任期間の延長1名、併任期間の満了1名、昇任・昇格3名の計53名に辞令を交付しました。

4月11日、「平成31年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

4月18日、19日の両日、「第70回東北都市教育長協議会定期総会及び研修会」が岩手県宮古市で開催され、教育長が出席しました。

4月22日、「平成31年度市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、副教育長が出席しました。平成31年度の宮城県教育委員会の重点施策等の説明が行われました。

次に、学校教育課関係ですが、4月2日「平成31年度多賀城市教職員服務宣誓式」を市庁舎6階会議室で執り行いました。今年度は、小学校教職員17名、中学校教職員11名の計28名が本市に着任し、服務宣誓を行いました。

4月8日、市内小中学校の第1学期始業式並びに入学式が滞りなく行われ、新年度に入っております。

次のページです。

4月8日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童513名を含む3,266名、中学校は新入生徒566名を含む1,677名で、合計4,943名となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、4月9日、「平成31年度 青少年育成センター専任青少年補導員 新年度説明会・第1回情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などについて、情報の共有や意見交換を行いました。

4月12日から23日にかけて、東豊中学校区を除く3中学校区において「学校支援地域本部 地域教育協議会」を開催し、これまでの活動報告と今後の運営について、地域連携担当教員と地域住民の皆さんとの話し合いを行いました。

4月13日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「あすなる教室開講式」が、市民活動サポートセンターで開催されました。

4月18日から22日にかけて、「放課後子ども教室（わくわく広場）保護者説明会」を各小学校で開催しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、3月22日、「第10回多賀城市歴史的風致維持向上協議会」が市役所で開催され、副教育長、文化財課長及び担当者が出席しました。平成30年度事業及び平成31年度事業計画について承認されました。

4月16日から5月12日までの間、埋蔵文化財調査センター3階企画展示室で、貞山運河に関する初めての展示会「平成31年度資料展 貞山運河」が開催されています。

以下3ページ、4ページは別表社会教育事業等の実施状況でございます。4ページ下段になりますが、平成31年4月24日提出、教育長名、以上で諸般の報告を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会報告第5号 門委員会の人事）

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第5号「臨時代理の報告について」（多賀城市いじめ問題専門委員会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

臨時代理事務報告第5号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

6ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成31年3月31日付けで、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の佐々木克敬委員、後藤百合子委員並びに千葉信博委員から人事異動に伴う退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市いじめ問題専門委員会委員の職を解く事務を行いました。

3月31日付けの退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

7ページを御覧ください。本報告に係る関係資料です。

平成31年3月31日現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿で、任期は平成32年4月30日までとなっております。

後任の委員につきましては、追って臨時代理事務報告第9号で御報告いたします。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食 報告第6号 センター運営審議会の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第6号「臨時代理の報告について」（多賀城市学校給食センター運営審議会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

臨時代理事務報告第6号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

10ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成31年3月31日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の佐々木智美委員、長沼宗則委員、岡崎紀之委員並びに早坂浩幸委員から、人事異動に伴う退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市学校給食センター運営審議会委員の職を解く事務を行いました。

3月31日付けの退任願の提出であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

11ページを御覧ください。本報告に係る関係書類です。

平成31年3月31日現在の多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿で、任期は平成31年6月30日までとなっております。

後任の委員につきましては、追って臨時代理事務報告第10号で御報告いたします。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第6号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審 報告第7号 議会の人件）

教育長

次に、臨時代理事務報告第7号「臨時代理の報告について」（多賀城市スポーツ推進審議会の人件）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、臨時代理事務報告第7号について御説明させていただきます。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市スポーツ推進審議会委員の人件について臨時に代理いたしましたので、同規則第6条第4号の規定により報告するものでございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を掲載しております。平成31年3月31日付けで、多賀城市スポーツ推進審議会、長沼宗則委員から退任願が提出されたことから、同日付けで同審議会委員の職を解く旨の事務を行いました。

退任願の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断されたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものでございます。

なお、後任者の委嘱につきましては、資料15ページの下の方に多賀城市スポーツ推進審議会条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第3条第3項後段の規定により、後任者の任期は前任者の残任期間となります。現在の委員の任期が本年の5月31日までとなっておりますので、任期が極めて短い期間ということがありますので、スポーツ推進審議会委員として機能することが困難であると考えられます。従いまして、これを補充しないということにさせていただいたものです。

なお、現在の委員の任期が5月31日までとなっておりますので、現在新たな委員の事務手続きを進めております。次回の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号を承認いたします。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員
報告第8号 会の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第8号「臨時代理の報告について」（多賀城市文化財保護委員会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

17ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第8号について御説明いたします。

本報告も、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市文化財保護委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

18ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成31年3月31日付けで、多賀城市文化財保護委員会委員の古川一明氏から退任願が提出されたことから、同日付けで多賀城市文化財保護委員会委員の職を解く事務を行いました。

古川氏からの退任願の提出が3月31日であり、同日をもつての退任願であったことから、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

19ページに、本報告に係る関係資料を掲載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第8号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会 報告第9号 門委員会の人事）

教育長

次に、臨時代理事務報告第9号「臨時代理の報告について」（多賀城市いじめ問題専門委員会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

臨時代理事務報告第9号について、御説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

22ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時に代理した事務の内容を記載しております。

平成31年4月1日付けで、牛来生人氏、松田祐子氏並びに鈴木佑治氏から、前任者の残任期間について、多賀城市いじめ問題専門委員会委員の職を受諾していただいたことから、同日付けで委員の職を委嘱する事務を行いました。

4月1日付けの委嘱であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

23ページを御覧ください。本報告に係る関係資料です。

現在の多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿で、任期は平成32年4月30日までとなっております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

1点お尋ねいたします。

このいじめ問題専門委員会というのは、事案が発生した場合、学校の設置者としての調査をする組織を兼ねるものなののでしょうか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

このいじめ問題専門委員会につきましては、第7条に、専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、となっておりますので、設置機関とは別というように捉えていただいても結構でございます。

教育長

他にございますか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第9号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食
報告第10号 センター運営審議会の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第10号「臨時代理の報告について」（多賀城市学校給食センター運営審議会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。学校教育課長。

学校教育課長

臨時代理事務報告第10号について、説明いたします。

本報告は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

26ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時で代理した事務の内容を記載しております。

平成31年4月1日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の吉田浩之氏、品川信一氏、千田雅仁氏並びに庄司守氏から、前任者の残任期間について、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の職を受諾していただいた

ことから、同日付けで委員の職を委嘱する事務を行いました。

4月1日付けの委嘱であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

27ページを御覧ください。本報告に係る関係書類です。

現在の多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿であり、任期は平成31年6月30日までとなっております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号を承認いたします。

臨時代理事務 報告第11号 **臨時代理の報告について（多賀城市文化財保護委員 会の人事）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について」（多賀城市文化財保護委員会の人事）を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

29ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第11号について御説明いたします。

本報告も、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市文化財保護委員の人事について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

30ページを御覧ください。

臨時代理書として、教育長が教育委員会の議決事項について臨時に代理した事務の内容を記載しております。

先ほど臨時代理事務報告第8号で報告いたしました古川一明氏の後任として、平成31年4月1日付けで、同じ調査研究分野から宮城県多賀城跡調査研究所長の高橋栄一氏から、多賀城市文化財保護委員会の委員へ受諾していただき、

同日付けで委員の職を委嘱する事務を行いました。

4月1日付けの委嘱であり、教育委員会を招集する暇がないと判断いたしましたので、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき臨時に代理したものです。

なお、資料31ページの中ごろに多賀城市文化財保護条例の抜粋を記載しておりますが、同条例第6条第3号後段の規定により、後任者の任期は、前任者の残任期間となりますので、高橋氏の任期は、平成32年7月31日までとなるものです。

以上で、説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号を承認いたします。

当初の案件については以上ですが、引き続き追加提案をいたしました、議案第8号を議題といたしますが、本件については人事案件でありますので、秘密会としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

〈学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 退室〉

(秘密会の会議録については、別途作成)

教育長

それでは、関係課長に入室願います。

〈学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 入室〉

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、平成31年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時27分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主事 小林 成伍

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年5月20日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印